

令和6年度「東京都環境影響評価審議会」第4回総会 議事録

■日時 令和6年7月30日（火曜日）午前10時00分～午前11時54分

■場所 対面及びオンラインの併用

■出席委員

柳会長、奥第一部会長、宮越第二部会長、飯泉委員、日下委員、玄委員、高橋委員、堤委員、羽染委員、速水委員、廣江委員、水本委員、宗方委員、保高委員、横田委員、渡部委員

■議事内容

1 答 申

「多摩都市モノレール（上北台～箱根ヶ崎）建設事業」環境影響評価書案

⇒ 評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められること並びに【騒音・振動】及び【日影】に係る指摘事項について留意すべきことを付した答申文を、全会一致で知事へ答申

「都営狛江団地建替事業」環境影響評価調査計画書

⇒ 調査計画書における選定項目、調査手法等について、【大気汚染、騒音・振動共通】及び【騒音・振動】の項目に係る指摘事項に留意して、調査、予測及び評価すべきことを付した答申文を、全会一致で知事へ答申

2 受理関係

⇒ 別紙受理報告一覧の事業について審議会へ報告

受 理 報 告 (7 月)

区 分	対 象 事 業 名 称	受 理 年 月 日
1 環境影響評価調査計画書	(仮称)グロースライドみらいフィールドプロジェクト	令和6年6月20日
2 事後調査報告書	(仮称)品川駅北周辺地区1街区、2街区、3街区、4街区開発事業(工事の施行中その1)	令和6年6月12日
	株式会社村尾組 成木工場採石拡張事業(工事の施行中その2)	令和6年6月25日
	内幸町一丁目街区南地区第一種市街地再開発事業(工事の施行中その1)	令和6年6月25日
3 変 更 届	町田市資源循環型施設整備事業	令和6年6月11日
	虎ノ門・麻布台地区第一種市街地再開発事業	令和6年6月12日
	妙見島混合所新規破碎処理施設設置事業	令和6年6月14日
	芳村石産株式会社採掘区域拡張事業	令和6年6月18日

令和 6 年度
「東京都環境影響評価審議会」
第 4 回総会
速 記 録

令和 6 年 7 月 30 日（火）
対面及びオンライン併用

(午前10時00分 開会)

○石井アセスメント担当課長 それでは、定刻となりましたので、始めさせていただきます。

本日は、東京都環境影響評価審議会総会に御出席いただきありがとうございます。

本日の委員の出席状況について、事務局から御報告申し上げます。現在、委員21名のうち16名の御出席をいただいております。定足数を満たしております。

それでは、これより令和6年度第4回総会の開催をお願いいたします。

○柳会長 それでは、会議に入ります前に、本日は傍聴を希望する方がいます。

なお、本会議の傍聴は、WEB上での傍聴のみとなっております。

それでは、傍聴人の方を入場させてください。

(傍聴人入室)

○石井アセスメント担当課長 傍聴人の方が入場されました。

○柳会長 ただいまから、令和6年度東京都環境影響評価審議会第4回総会を開催いたします。

本日の会議は、次第にありますように、答申2件、受理報告を受けることといたします。

それでは、議題1の「多摩都市モノレール（上北台～箱根ヶ崎）建設事業」環境影響評価書案の答申に係る審議を行います。

この案件は第一部会で審議していただきましたので、その結果について、第一部会長の奥委員から報告を受けることといたします。

それでは、奥委員、よろしくお願いいたします。

○奥委員 資料1を御覧ください。

初めに、部会で取りまとめました答申案文について、事務局から朗読してください。

○石井アセスメント担当課長 はい。それでは、読み上げます。

令和6年7月30日

東京都環境影響評価審議会

会長 柳 憲一郎 殿

東京都環境影響評価審議会

第一部会長 奥 真美

「多摩都市モノレール（上北台～箱根ヶ崎）建設事業」環境影響評価書案について
このことについて、当部会において調査、審議した結果は別紙のとおりです。

別紙

「多摩都市モノレール（上北台～箱根ヶ崎）建設事業」に係る環境影響評価書案について

第１ 審議経過

本審議会では、令和５年12月20日に「多摩都市モノレール（上北台～箱根ヶ崎）建設事業」環境影響評価書案（以下「評価書案」という。）について諮問されて以降、部会における質疑及び審議を重ね、事業段階関係市町長の意見等を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

第２ 審議結果

本事業の評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められる。

なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるとともに、次に指摘する事項について留意すべきである。

【騒音・振動】

施工計画では、軌道桁の架設等一部の工種で夜間工事が予定されていることから、近隣住民に対し、夜間工事の実施期間、内容等について十分な事前周知を図るとともに、環境保全のための措置を徹底し、騒音・振動による影響の低減に努めること。

【日影】

等時間日影図によれば、駅舎部および軌道部の一部の区間で日影規制の時間を超える日影が生じる地域があることから、モノレール施設の構造及び高さへの配慮を検討するとともに、影響を被る関係者との協議においては、影響の程度や対策について、資料などを用いて分かりやすい説明に努めること。

付表については、御覧のとおりになります。

なお、都民を聴く会は、都民からの意見書の提出がなかったため、開催されませんでした。

以上となります。

○奥委員 それでは、審議の経過について御報告いたします。

本事業は、東京都東大和市上北台一丁目地内の多摩都市モノレール上北台駅付近を起点とし、東京都西多摩郡瑞穂町大字箱根ヶ崎地内を終点とする約７kmの区間にモノレールを建設する事業で、多摩都市モノレール上北台駅付近及びＪＲ八高線箱根ヶ崎駅付近を除き、

新青梅街道の上部に高架構造で併設される計画となっております。

対象事業の種類は、モノレールの建設です。

本評価書案は、令和5年12月20日に当審議会に諮問され、第一部会に付託されました。それ以降、現地調査及び部会における3回の審議を行い、ただいま朗読していただきました答申案文として取りまとめることといたしました。

この間、本評価書案に対しまして、都民及び事業段階関係市町長である武蔵村山市長、瑞穂町長から意見が提出されております。

この意見に対しましては、見解書におきまして事業者の見解が示されております。

なお、先ほども御説明がありましたが、都民の意見を聴く会は、都民からの意見書の提出がなかったため、開催されておられません。

本件の審議に当たり、これらの内容を踏まえつつ審議いたしました結果、本評価書案における現況調査、予測及び評価は、おおむね東京都環境影響評価技術指針に従って行われたものとであると認められますが、環境影響評価書の作成に当たりましては、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるとともに、ここに指摘する事項に留意するよう求めることといたします。

次に、答申案の内容について御説明いたします。

まず、【騒音・振動】の意見ですが、モノレールの工事は1地点にとどまらず、工事箇所が移動していくという特殊性がございます。しかし、モノレールが走行する軌道桁の架設などについては、夜間に工事を行うこととしていることから、近隣住民への配慮が必要となります。そのため、夜間工事の実施期間、内容等について、十分な事前周知を図っていただくとともに、環境保全のための措置を徹底し、騒音・振動の影響の低減に努めることを求めることといたしました。

次に、【日影】の意見ですが、事業区間の北側部分は準住居地域が多くを占めており、低層の住宅が多く存在しております。また、等時間日影図による予測結果では、駅舎部及び軌道部の一部の区間において、日影規制の時間を超える日影が生じる地域があると予測されております。そのため、影響を被る関係者との協議においては、影響の程度や対策について、資料などを用いて丁寧で分かりやすい説明に努めることを求めることといたしました。

以上で私からの報告を終わります。

○柳会長 ありがとうございました。

それでは、ただいまの報告について、何か御意見等がございますでしょうか。

発言される際には、最初にお名前をお願いいたします。

いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(無し)

それでは、特に御発言がないようですので、ただいまの報告をもちまして審議会の答申としたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、そのようにさせていただきます。

答申書を読み上げてください。

○石井アセスメント担当課長 それでは、読み上げます。

令和6年7月30日

東京都都知事 殿

東京都環境影響評価審議会会長

柳 憲一郎

「多摩都市モノレール（上北台～箱根ヶ崎）建設事業」環境影響評価書案について（答申）

令和5年12月20日付5環総政第501号（諮問第553号）で諮問があったこのことについて、当審議会の意見は別紙のとおりです。

別紙につきましては、先ほど朗読いたしました案文と同じでございます。

○柳会長 それでは、ただいま朗読しましたとおり、知事に答申することにいたします。

それでは、次第2の「都営狛江団地建替事業」環境影響評価調査計画書の答申に係る審議を行います。

この案件も、第一部会で審議していただきましたので、その結果について、第一部会長の奥委員から報告を受けることといたします。

それでは、奥委員、よろしくお願いいたします。

○奥委員 それでは、資料2を御覧ください。

初めに、部会で取りまとめました答申案文について、事務局から朗読をお願いいたします。

○石井アセスメント担当課長 それでは、読み上げます。

令和6年7月30日

東京都環境影響評価審議会

「都営狛江団地建替事業」に係る環境影響評価書調査計画書について
このことについて、当部会において調査、審議した結果は別紙のとおりです。

別紙

「都営狛江団地建替事業」に係る環境影響評価調査計画書について

第 1 審議経過

本審議会では、令和 6 年 6 月 7 日に「都営狛江団地建替事業」に係る環境影響評価調査計画書（以下「調査計画書」という。）について諮問されて以降、部会における審議を行い、周知地域市長の意見を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

第 2 審議結果

環境影響評価の項目及び調査等の手法を選定するに当たっては、条例第 47 条第 1 項の規定に基づき、調査計画書に係る周知地域市長の意見を勘案するとともに、次に指摘する事項について留意すること。

【大気汚染、騒音・振動 共通】

事業の基本計画では、計画戸数の 25% 以上の駐車場を新たに設ける計画であり、入居者の利用が基本となるため、建替前の交通量と大幅な変化はないとの理由で、予測事項としていないが、新たな車両の発生集中による周辺交通量の変化が不明確であり、これらを明らかにした上で、必要な場合、関連車両の走行に伴う大気汚染及び騒音・振動の影響について予測・評価を行うこと。

【騒音・振動】

施工計画では、全体を 5 期に区分して工事を実施し、建設機械の稼働に伴う騒音・振動の影響については、各工期、工区毎に予測・評価を行うとしていることから、工期ごとに選定した各地点における建設機械の種類、台数、配置等予測条件について十分に検討し、周辺への影響を適切に予測・評価すること。

第 3 その他

調査等の手法について、事業計画の具体化に伴い変更等が生じた場合には、環境影響評価書案において対応すること。

以上となります。

○奥委員 それでは、審議の経過について私から御報告いたします。

本調査計画書は、令和6年6月7日に当審議会に諮問され、第一部会に付託されました。

本事業は、東京都狛江市和泉本町四丁目において、既存の都営狛江団地を徐却した用地に、新たに中高層住宅17棟、1,770戸を建て替えるとともに、約490台の自動車駐車場の設置など、居住環境の整備を行う事業です。

工事期間は、約20年間で5期に分けて実施する予定となっています。

対象事業の種類は、住宅団地の設置でございます。

次に、答申案の内容について御説明いたします。

最初に、【大気汚染、騒音・振動 共通】の意見ですが、本事業では、建替えに伴い約490台の駐車場を新たに設ける計画としておりますが、計画地周辺の交通量は建替え前と大幅に変わらないという理由で、工事完了後における関連車両の走行に伴う大気汚染及び騒音・振動の予測を行わないこととしております。

しかし、建替え後、関連車両による周辺交通量の変化や、走行ルートは不明確であります。そのため、工事完了後における関連車両による周辺交通量の変化等を明らかにした上で、必要な場合においては関連車両の走行に伴う大気汚染及び騒音・振動の影響について予測・評価を求めることといたしました。

次に、【騒音・振動】の意見ですが、本事業では計画地内を5期、5工区に分けて段階的に建替えを行う計画となっており、調査計画書において建設機械の稼働に伴う騒音・振動は各工期、工区毎に予測をしております。そのため、各工期における建設機械の種類、台数、配置等を十分に検討した上で、それに基づいた予測・評価を求めることといたしました。

以上で私からの報告を終わります。

○柳会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの報告について、何か御意見等はございますでしょうか。発言される際には、最初にお名前をお願いいたします。

よろしいでしょうか。

(無し)

○柳会長 それでは、特に御発言がないようですので、ただいまの報告をもちまして審議会の答申としたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、そのようにさせていただきます。

答申書を読み上げてください。

○石井アセスメント担当課長 はい。それでは、読み上げます。

令和 6 年 7 月 30 日

東京都知事 殿

東京都環境影響評価審議会会長

柳 憲一郎

「都営狹江団地建替事業」環境影響評価調査計画書の答申について

令和 6 年 6 月 7 日付 6 環総政第 139 号（諮問第 556 号）で諮問があったこのことについて、
当審議会の意見は別紙のとおりです。

別紙につきましては、先ほど朗読いたしました案文と同じでございます。

○柳会長 ただいま朗読しましたとおり、知事に答申することいたします。

それでは、受理関係について、事務局から報告をお願いいたします。

○石井アセスメント担当課長 受理関係について御報告いたします。

お手元の資料 3 を御覧ください。

7 月の受理報告は、環境影響評価調査計画書 1 件、事後調査報告書 3 件、変更届 4 件を
受理しております。

区分、対象事業名称及び受理年月日につきましては、資料を御確認ください。

○柳会長 それでは、初めに、「（仮称）グローブライドみらいフィールドプロジェクト」
環境影響評価調査計画書の概要につきまして、事業者の方から説明を受けることといたし
ます。

まずは、事業者の方に御出席いただきます。事業者の方は入室してください。

（事業者入室）

○柳会長 それでは、諮問案件の概要につきまして、事業者の方から説明を受けることとい
たします。準備ができましたら、御説明をお願いいたします。

なお、説明される事業者の方は冒頭で自己紹介をしていただき、併せて他の出席者につ
いても御紹介ください。その上で御説明をお願いいたします。

○事業者 事業者のグローブライド株式会社と申します。今日はよろしくお願いいたします。

○事業者 環境アセスメントのコンサルタントとしてお手伝いさせていただいております環
境管理センターと申します。よろしくお願いいたします。

○事業者 設計施工者としてプロジェクトに関わらせていただいております竹中工務店と申します。よろしくお願いいたします。

○事業者 本日は説明のお時間をいただきまして誠にありがとうございます。

事業者のグローブライド株式会社でございます。よろしくお願いいたします。

最初に、当社の概要並びに事業計画の経緯につきまして、計画書の22ページに沿った形で、若干の補足説明を加えながら御説明させていただきます。

当社は1958年に設立し、2年後の1960年、現在の東久留米市に移転をしております。

当時の社名はダイワ精工株式会社でしたが、2009年、創立50周年を機に、現在のグローブライド株式会社に社名変更しております。

事業内容といたしましては、メインは「ダイワ」ブランドの釣り用品、釣り用品といっても、糸を巻くリールという機械や、ロッドという竿、また、「ONOFF」というブランドのゴルフ用品、こちらの製造、加工、販売を行っております。

そのほか、スポーツ用品につきましては、「PRINCE」ブランドのテニス用品、または、マウンテンバイク、ロードレースタイプのバイク、そういったスポーツタイプの自転車の輸入、販売を行っております。

当事業所での従業員数は、約1,100名でございます。

本リニューアル計画の経緯でございますが、昨今の自然志向並びに健康志向から来るレジャーやアウトドアへの関心の高まりから、需要が増えてきてございます。それに伴いまして生産数量が増加しており、今後も増加することを見込んでございます。

当事業所は、生産機能以外にも、本社機能並びに商品企画や営業機能も備えておりますが、従業員の増加に伴いまして、既存の各棟が手狭になってきてございます。特に、既存の2号棟につきましては50年弱が経過しているところから、老朽化も進んでいる状況でございます。

こうした背景を踏まえまして、2022年に取得した東側隣接地を活用し、生産能力の拡大、新製品の研究開発拠点としての機能充実、並びに、事業所全体の規模拡大を図っていきたいと考えてございます。

以上が事業計画の経緯でございます。

以降、本計画の概要につきましては、コンサルの環境管理センターから説明をさせていただきます。

それでは、これからの御審議をよろしくお願いいたします。

○事業者 それでは、以降は環境管理センターから、事業計画の概要、それから、環境影響評価項目として選定した内容、調査地点等の計画について御説明させていただければと思います。よろしくお願いいたします。

まず、事業計画の概要でございますが、調査計画書の1ページ目を御覧ください。

今、説明しましたとおり、東側の隣接地を取得しまして、その建物を解体したあとに、新たに建築物をつくる、いわゆるスクラップ・アンド・ビルドの計画でございます。

こちらの表3-1に記載したとおり、主に本事業で建設する建築物として、4つの建物に区分してございます。1つが新工場棟、建築面積は約4,800㎡で、先ほどお話のありました既存の2号棟の製造ラインを移すことになります。それから、新立体駐車場、水槽試験室、新守衛棟、という4つの建物を予定してございます。

また、残置する建築物としまして、1号棟、2号棟、3号棟という建物はそのまま残すという計画でございます。

それぞれの細かい面積等を整理したものが表3-1でございます。

工事の期間としましては、2026年（令和8年）から着工しまして、2029年（令和11年）までを予定してございます。

供用開始としては、2029年（令和11年）でございます。

続きまして、計画地の位置を御説明させていただきます。

調査計画書の3ページを御覧ください。

東久留米市の南側の端の付近に位置しておりまして、すぐ南には小平市、南東側には西東京市が位置しているような立地でございます。

主要な道路としましては、計画地から少し離れておりますが、南側に新青梅街道、北側に新所沢街道等が走っているという形でございます。

計画地周辺の見た目、イメージとしましては、航空写真がございまして、次のページを御覧ください。

計画地は黒い枠で囲っておるところでございまして、今、既存の工場棟、それから、隣接取得した、過去他社様の工場、倉庫等が立地している状態で、既に人工改変されている土地でございます。

周辺としましては、緑が見えておりますが、緑化保全地であったり、公園であったり、また、東のほうには畑地などもありまして、それ以外は住宅地であったり、また、この写真では見づらいですが、東側に工場、かりんとう工場であったり、バチンコ屋といったも

のも近くに隣接してございます。

次のページは、5 ページ目、用途地域図でございます。

今ご説明したとおり、計画地の周辺は準工業地域となっておりまして、その外側には住居系の地域が位置しているという状況でございます。

続きまして、建物の配置、既存の建物配置を御紹介させていただきます。

冒頭、事業計画の御説明でもありましたが、この図面の左側、1 号棟、2 号棟、3 号棟とありますのが、現在、グローブライドがメインで使っている製造工場、それから、営業であったり管理であったりの事務所でございます。

対しまして、黒い点線で囲ったところは、2022年、ごく近年に取得したエリアでございまして、こちらは2022年までは他社様の工場として稼働しておりました。こちらの敷地を居抜きというか、建物を残した形で買い取った形で、今回この灰色のところの建物を解体しまして、新しく建物をつくるという計画でございます。

併せて、取得した土地ではないですが、南東側のテニスコート、それから、立体駐車場というものの、これはグローブライドのものですが、こちらも併せて解体をしてリニューアルを図るという計画でございます。

9 ページ目が将来の建物計画の配置図となっております。

御説明しますと、1 号棟、2 号棟、3 号棟はそのまま残りまして、東側を大きくスクラップ・アンド・ビルドしまして、北側に新立体駐車場、中央に新工場棟、それから、南東側に水槽試験室、正門のわきに新守衛棟という形になります。

水槽試験室はなじみのない言葉だと思いますが、あとで御説明させていただきます。

こちらは4つの建物の概略断面図でございます。

まだ調査計画書段階ですので、かなり大ざっぱな計画ではございますが、メインとなる新工場棟は4階建て、既存の建物とブリッジでつなげるという計画でございます。

北側につくります新立体駐車場は、2階、3層構造の新立体駐車場です。

水槽試験室と申しますのは、地下に水槽を埋め込んだような形の試験室。

それから、新守衛棟という形になってございます。

こちらの移設する工場、新たに作る工場について、こういった作業、製造が行われるかを簡単に説明させていただきます。

まず、新工場棟、それから新立体駐車場等は、基本的には24時間稼働、365日で、一時メンテナンスであったり、年末年始休暇などを除きまして、常時稼働に近い形を考えてご

ざいます。

冒頭でもありましたとおり、メインはリールの加工、組立ラインということになりまして、いわゆる釣り用品のリールにつきまして、機械加工を行いまして、ここにはマシニングセンターや旋盤といった、いわゆる自動加工機が工場の中にたくさん入る形になります。

そして、各種部品の塗装、表面処理、組立などを順次行いまして、最終的にリールとして完成品が出荷されるという形になってございます。

また、こちらのメインの製造ラインのほかに、生産技術ラボ、塗装ラボと名づけておるスペースがございまして、こちらにつきましては、新製品の研究開発テストなどを行うための生産技術ラボのスペースとして計画をしております。

なお、こちらの塗装ラボでは、研究開発、テストのために、少量の塗料や有機溶剤を使用する計画でございますが、臭気や粉じんの発生が懸念されるようなところはフード等を用いて吸引する、いわゆるドラフトチェンバーみたいなもので局所的に対処するというところで計画しております。

続きまして、次のページで、12ページです。

水槽試験室の御説明をさせていただきます。

グローブライドは釣り用品をメインの主要商品として扱っている関係で、水槽試験室というものがございます。こちらは写真のとおり、試験用の大型の水槽がございまして、いわゆるプールのような形ですが、前後、上下、横から水の中が見えるような仕組みになっておりまして、ここで釣り用品のテストをして、ルアーやリールの動き、糸、実際の釣り用品の稼働について確認するための施設となっております。

事業計画の概要でございますが、エネルギー計画としましては、通常の工場として電気、都市ガスを想定しております。

次の13ページから給排水フローとなっておりますが、給排水につきましても上水と井戸水を使いまして、基本的には公共下水道に排水、一部雨水等は浸透ますや雨水の浸透貯留槽を経由して地下浸透させるという計画でございます。

続いて、緑化計画でございます。

緑化計画につきましても、いわゆる工場立地法、あと東京における自然保護と回復に関する条例に基づく各種基準をそれぞれ満足するような形で、高中低の植栽をバランスよく配置するという計画でございます。

また、新工場棟の屋上の一部には、屋上緑化を計画しております。

続いて、15ページの施工計画から御説明させていただきます。

工事は2026年に着工いたしまして、先ほど御説明した4つの建物、新立体駐車場、新工場棟、水槽試験室、新守衛棟という順番で順次着工いたしまして、全体の施工期間としては37か月、2029年の竣工を計画してございます。

施工方法としましては、基本的な仮設工事から解体工事、躯体工事、仕上・設備工事という形で進めてまいります。

工事用車両の計画でございますが、17ページの工事用車両ルートを見ながらですが、基本的に工事用車両の出入りとしましては、現在の工場のあります東側の出入口付近、また、南側の出入口付近に工事用ゲートをつくりまして、ここから出入りするという計画でございます。

ただ、本事業としましては、東側はかなり道が比較的細い南町通りのところでございますので、メインとしましては南側の柳新田通りを使っていくという計画でございます。

続いて、廃棄物処理計画、18ページでございます。

こちらにつきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等に基づきまして、適切な分別、処理の実施に努めてまいります。

また、東側の解体予定の建築物につきましては、一部事前の調査でアスベスト含有が確認されておりますので、解体工事前に事前調査、適切な処理等を進めてまいります。

最後、供用の計画でございます。2029年の供用開始を予定しておりますが、関連車両の出入りとしましては、20ページに示したとおりでございます。基本的には南側が正門となっておりまして、こちらからの車両の出入りということで、工事用車両と同様のルートを想定してございます。

また、駐車場計画としましては、計画地内の立体駐車場を建て替えるということと、現在計画地外の隔地の駐車場、平面駐車場も使用しておりますが、そちらを引き続き使用しまして、合計台数としては、約30台程度、駐車スペースが増加するという計画でございます。

供用後の廃棄物処理計画につきましては、工事中と同様、各種法律を守り、可能な限り3Rの実施に努めてまいります。

以上、概略ではございますが、事業計画の御説明となります。

続きまして、本件で選定いたしました環境影響評価調査項目等の説明をさせていただければと思います。

調査計画書の115ページに環境影響評価要因、環境影響の評価項目との関連を整理したマトリックス表となっております。

今回、本件で選定した項目ですが、大気汚染、騒音・振動、土壌汚染、地盤、水循環、日影、電波障害、景観、自然との触れ合い活動の場、廃棄物、温室効果ガスの項目を選定させていただきました。

それぞれの選定、非選定の理由につきまして、116ページから御説明をさせていただきます。

まず、大気汚染でございますが、工事の施行中における建設機械の稼働、工事用車両の走行といったものの影響が考えられますので、項目として選定をしてございます。

また、工事の完了後におきましては、大気汚染防止法のばい煙発生施設等を設置しない計画であるということ、また、先ほどありましたとおり、少量の塗料、有機溶剤等は使用いたしますが、作業場ごとに処理をする、空気を吸引して対処するという計画でございますので、影響低減に努めるということで、施設の稼働に伴う大気質としては、項目から外してございます。

また、関連車両台数につきましても、先ほど駐車場が30台程度という話がございましたが、計画の出入りとしましては、現況、出荷に関する大型車が1日4台程度のところが、生産能力の増強に伴いまして、1台程度増えて5台程度になる見込みでございます。

小型車につきましても、現況、平日で約41台、休日約3台程度出入りしてございますが、これも増強に伴いまして、平日約105台程度、休日約9台程度という計画でございまして、現況から大きくは増加しないということでございますので、駐車場の利用に伴う大気質及び関連車両の走行に伴う大気質につきましては、予測の事項から除外してございます。

続いて、騒音・振動でございます。

騒音・振動につきましても、工事の施行中の建設機械及び工事用車両の走行による影響が考えられますので、項目として選定してございます。

一方、工事の完了後におきましては、本事業の設備機器、いわゆる製造に関する設備機器につきましては、基本的に屋内設置を計画してございますので、施設の稼働に伴う騒音・振動、低周波音は予測事項から除外をしてございます。

なお、今後の具体化で、もし周辺への影響が大きいということになれば、それに応じて補足することを考えてございます。

関連車両につきましては、先ほどの大気で述べましたとおり、増加台数がかなり

小さいということでございますので、駐車場の利用に伴う騒音・振動、また、関連車両の走行に伴う道路交通騒音・振動は予測事項から除外してございます。

続いて、土壌汚染でございます。

計画地内では現在、土壌汚染対策法の対象となる有害物質使用特定施設等は存在しませんが、過去に既存工場で有害物質を取り扱っていた可能性があるということ、また、本事業では3,000㎡以上の土地の形質変更に該当するということで、土壌汚染対策法及び環境確保条例に基づく手続を実施する計画でございます。

したがって、工事の施行中において、土壌の掘削等に伴う拡散のおそれありということで、環境影響評価の項目として選定してございます。

なお、工事の完了後に当たりましては、本事業の生産活動の中で土壌汚染に関する有害物質等を使用しないという計画であるため、施設の稼働に伴う土壌汚染は予測事項から除外してございます。

続いて、117ページを御説明いたします。

地盤の項目でございますが、今回、先ほど平面図、立面図でお示したとおり、サイズとしては、一番大きい建物で高さ26m、地下部7mから9m程度ということで、あまり大きな建物ではございませんが、地盤を掘り下げる計画ということで、地盤の変形、地下水の水位、流況の変化による地盤沈下等の影響を加味しまして、地盤及び水循環を選定してございます。

予測する事項としましては、掘削工事に伴う地盤の変形の範囲及び程度、それから、掘削工事に伴う地下水の水位及び流況の変化による地盤沈下の範囲及び程度、地下構造物の存在に伴う地下水の水位及び流況の変化による地盤沈下の範囲及び程度としております。

なお、本事業におきましては、既存の井戸が2本ございまして、こちらから地下水の揚水を現在行っておりまして、現況から生産ラインの拡大に伴いまして、最大で1.5倍程度の揚水量を見込んでございますが、これが現在の井戸の段階揚水試験で確認された適正揚水量と比較しますと、十分にこれを下回っているということでございます。

したがって、地下水の揚水に伴う地下水の水位及び流況の変化による地盤沈下の範囲及び程度につきましては、予測する項目から除外をしてございます。

続いて、水循環でございます。

水循環につきましても、地盤と基本的に考え方は同様になりますが、工事の施行中における掘削工事に伴う影響ということで、項目に選定してございます。

一方、現況としましては、既に工場、駐車場、倉庫、社宅等で利用されておりまして、ほとんど、緑化地を除きまして、アスファルト、コンクリートに覆われた地点でございますので、土地の改変に伴う表面流出量の変化の程度につきましては、予測項目から除外してございます。

次の項目としまして、日影でございます。

工事の完了後における計画建築物の出現に伴いまして、周辺地域の日照環境の変化が考えられることから、環境影響評価の項目として選定してございます。

予測事項としましては、冬至日における日影の範囲、日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化の程度としております。

なお、計画建築物の最高高さは、一番高いもので新工場棟の約26m、地上4階建てでございます。こちらは既存の1号棟、一番高い建物が31mでございますので、それを下回るということでございます。

ただ、計画地の北側には保育施設、教育施設、福祉施設等、配慮すべき施設が近接しているという状況ではございませんので、日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設等における日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化の程度につきましては、項目から除外してございます。

続きまして、電波障害でございます。

こちらにも建物の影響ということで、工事の完了後における計画建築物の出現に伴いまして、周辺地域のテレビ電波の受信状況への影響が考えられることから、項目として選定してございます。

続いて、景観です。

景観につきましても、建物影響ということで、工事の完了後における計画建築物の出現に伴いまして、景観の構成要素、それから、地域景観の特性の変化、眺望の変化が考えられることから、環境影響評価の項目に選定してございます。

予測事項としましては、主要な景観構成要素の改変、それから、代表な眺望地点からの眺望の変化としております。

なお、26m、地上4階建てということで、また、セットバックする計画としておりますので、圧迫感の変化の程度につきましては、予測の項目から除外をしてございます。

次のページへ行っていただきまして、残り3項目。

自然との触れ合い活動の場でございます。

計画地周辺につきましては、公園や散歩道等が分布しております。先ほど冒頭の図面でお示したとおり、計画地の中は人工改変地、工場として使われておる土地でございますが、少し離れたところの東側、西側にそれぞれ緑地等が存在しておりますので、工事の施行中における工事用車両の走行に伴う自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響を勘案して、環境影響評価の項目として選定してございます。

予測事項としては、工事用車両の走行に伴う自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響の程度としてございます。

関連車両の影響につきましては、大気汚染、騒音・振動と同様に、増加量が少ないということで除外をしてございます。

続いて、廃棄物でございます。

廃棄物につきましては、工事の施行中における解体・撤去、それから、新たな建物の建設工事に伴う廃棄物、建設発生土の排出が見込まれますので、また、工事の完了後におきましては、施設の稼働に伴いまして恒常的に廃棄物の排出が考えられるということから、環境影響評価の項目として選定してございます。

最後に、温室効果ガスでございますが、こちらも工事の完了後における施設の稼働に伴うエネルギーの使用により温室効果ガスの排出が想定されますので、項目として選定し、予測事項としては、施設の稼働に伴う温室効果ガスの排出量又はエネルギーの使用量の程度、それらの削減の程度としてございます。

調査項目、予測項目を選定した理由は以上になります。

選定しなかった項目につきましては、119ページに整理してございますので、こちらも併せて御説明させていただきます。

選定しなかった項目としましては、まず、悪臭でございます。

工事の施行中は、周辺環境、生活環境に与えるような工法、工事は行わない計画でございます。

また、工事の完了後につきましては、基本的には釣り具の製造メーカーということで製品製造をするものですが、研究開発テストのために少量の塗料、有機溶剤を使うという計画でございます。

そちらに関しましては、臭気に関して十分配慮し、発生が懸念される場所ではフード等を用いて空気を吸引し、また、脱臭フィルターを用いて臭気を軽減した上で工場の屋上から排出するという計画となっておりまして、計画地外への影響低減はなされていると

考えて、悪臭については環境影響評価の項目として選定してございません。

続いて、水質汚濁でございます。

まず、工事の施行中につきましては、掘削工事等に伴い汚水の発生が予想されますが、こちらは沈砂槽等により適切に処理し、東京都下水道条例に定める下水排除基準以下にした上で、公共下水道へ放流いたします。

また、工事の完了後につきましても、施設の稼働に伴う工場排水、また、事務室等から出る生活排水につきましても、東京都下水道条例に基づいた適切な処理をした上で、公共下水道に放流するという計画でございます。

雨水につきましては、一部雑用水として敷地内で利用するほか、集水の浸透ます、雨水の浸透貯留槽をつくりまして、地下浸透を図る計画でございます。

したがって、周辺の公共用水域への水質汚濁はないと考えられますので、水質汚濁につきましても項目から除外をさせていただいております。

続いて、地形・地質でございます。

計画地周辺は東久留米の平坦な地形に位置しておりまして、特殊な地形や特別に保全すべき地形・地質等はないというところ、また、工事に当たっては、大規模な造成、斜面の形成等を行わないという計画でございますので、地形・地質についても項目から除外をさせていただいております。

続いて、生物・生態系でございます。

計画地の現況としましては、工場、駐車場、倉庫、社宅等となっております、アスファルト、コンクリートで覆われた人工改変地でございます。周辺地域に目をやりますと、計画地の北東側、また、北西から南西側に緑地保全地区が分布してございますが、本事業による直接的な改変はないということで、動植物の生育、生息環境に著しい影響を及ぼすおそれはないと考えまして、生物・生態系についても項目から除外をしてございます。

それから、風環境でございます。

新しい建物、工場棟を建てるということで、電波障害、日影等は選択させていただきましたが、風環境につきましては、高さが最高約26mということで、いわゆるビル風が発生するおそれは少ないということ、また、計画地の敷地境界から極力セットバックするということで、風環境につきましても項目から除外させていただきました。

最後に、史跡・文化財でございます。

計画地内は、事前に東京都等がされている情報を確認した限りでは、法令等による指定

を受けた史跡・文化財は存在せず、埋蔵文化財の包蔵地も確認されていないということで、項目から除外してございます。

もちろん、工事の施行中に新たな埋蔵文化財等が発見された場合には、文化財保護法に基づきまして、関係機関と協議の上、適切に対応してまいります。

以上が項目選定、項目非選定の理由となっております。

最後に、簡単になりますが、現地調査地点を予定しているところについて説明させていただければと思います。

ページとしましては調査計画書の127ページを御覧ください。

こちらが大気汚染、大気質に関する調査地点の計画図でございます。

黒枠が今回の計画地、工場のエリアでございまして、まず緑の丸、計画地の中心、将来新工場棟が建つ付近の計画地内地点で、一般環境大気NO₂、SPMの測定をいたします。

また、青の四角が、既存の工場棟の屋上で、気象、風向、風速の測定を計画してございます。

南側道路沿い、主要道路沿いにあるオレンジの丸が、沿道大気、道路沿道大気の公定法の測定値で、オレンジの三角が簡易法による二酸化窒素の測定値ということを計画してございます。

それぞれ赤と青の矢印で示しております工事用車両及び関連車両のルートを加味して、それぞれのルート先を押さえられるように、また、周辺の住宅地等の配置も加味して地点を検討してございます。

続きまして、130ページでございます。こちらは騒音・振動に関する調査地点でございます。

騒音・振動につきましても、大気と基本的に考え方は同じで、計画地の中央付近、緑色の地点で環境騒音・振動。

それから、それぞれの主要走行ルート上、オレンジ色の三角の地点で道路騒音・振動、それから、交通量を測定するという計画でございます。

続きまして、136ページが地盤・水循環の調査地点でございます。

東側に新たな建物を建てるということで、それを取り囲むように敷地境界の3か所でボーリングによる観測井戸を設置しまして、地下水位の観測を予定してございます。基本的に、新しく建設される大きな建物を横切れるような断面を検討してございます。

続きまして、景観の調査地点でございます。

ページとしては142ページでございます。

先ほどからも説明しているとおり、4階建てであまり大きな建物ではございませんが、こちらの調査地点を想定しておりまして、計画地から約500mの範囲で5地点、主要な道路沿いや、東側にある公園の入り口から地点を選んでございます。

また、1,000m圏内で3地点。

少し遠景になりますが、主要な交差点や、六都科学館の前のところを選定してございます。

最後、自然との触れ合い活動の場の調査地点でございます。

ページとしては148ページになります。

自然との触れ合い活動の場としましては、東側に先ほどからたびたび出ております公園、南町公園、南町森の広場、南町緑地保全地域といったまとまった緑が存在いたしますので、こちらの公園等の出入口、それから、その周辺に緑地を通るような形でウォーキングコースなどが設定されておりますので、そのコース上の地点に定点を置きまして、自然との触れ合い活動の利用実態を確認するという計画でございます。

概略ではございますが、環境影響評価調査計画書の説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○柳会長 御説明をありがとうございました。

それでは、ただいまの説明について御質問等はございますでしょうか。

環境影響評価調査計画書の部会審議につきましては、第二部会で行っていただきますが、調査計画書についての部会審議は、項目選定及び項目別審議に引き続き総括審議になっておりますので、次の部会審議に事業者は出席しないため、事業者に対して確認しておかなければならない点がありましたら、質疑応答をしていただければと思います。

いかがでしょうか。

それでは、最初に、宗方委員からどうぞ。

○宗方委員 よろしくお願ひします。

お伺いしたいのは、水槽試験室という高さ20mの建物のことです。

先ほど御説明いただいた中で、選定理由の中で、景観の中で26mの新工場棟のほうを言及されていて、そこらは確かに極力セットバックされているのですが、今回いただいている資料の9ページの施設の配置計画図を見ると、水槽試験室というのは南東側のぎりぎりの敷地に設置していて、すぐ東側には戸建て住宅が何棟か並んでいるのです。ここは全然

セットバックしたという状況ではなくて、高さ20mで南北方向に50m近い壁がドンとできるといことで、ここに関して圧迫感というものが結構出そうなのですが、この辺、どのような建物なのか、隣にあっても全然圧迫感のないようなものなのか。水槽というもののイメージが分からないので、この辺の御説明をお願いします。

○事業者 分かりました。環境管理センターでございます。

水槽試験室につきましては、今、南東の角付近で計画してございますが、御指摘のとおり、東側の敷地境界付近、このあたりは戸建て住宅がかなり隣接しておりまして、日影の配慮が必要なところだと考えております。

現状は確かに、立面図でお示したとおり、約20mの高さということだけは計画しておりますが、まだ細かいデザインでありましたり、どの程度の圧迫感が出るかというところにつきましては、今後設計を重ねていくところでございます。

○宗方委員 配置そのものを変える可能性はあるわけですか。現状、敷地東側にぎりぎりに設置されているイメージですが、もう少し東側の敷地からセットバックして正門のほうに寄せるとか、そういった配慮も可能なのかなと思いましたので、形も含めて御検討されるときにそういったこともお考えください。

○事業者 竹中工務店です。補足させていただきます。

おっしゃいますとおり、配置も今、東側に本当に迫って配置されておりますが、極力ちょっと西側、左側に寄せられないかと。あと屋根も、今、陸屋根のような形で四角い建物をかいてございますが、極力近隣住宅側には勾配屋根などにして、高さを抑えるという形で今後設計を進めていこうと考えております。

○宗方委員 ありがとうございます。

○柳会長 それでは、続いて羽染委員、どうぞ。

○羽染委員 よろしくお願ひします。

私のほうでは、解体時の特管廃棄物、アスベストについてお伺いしたいのですが。

まず、18ページの廃棄物処理計画というのが書いてあって、それから、118ページ、そこにも同じように項目選定のところでアスベストについて記載があるのですが、この2か所の記載は「事前調査を行う」という表現になっているのですが、項目別の149ページを御覧いただきたいのですが、調査方法を読むと、廃棄物に関して、特管のアスベストに関しては、既存資料調査でやりますと書いてあるのですが、アスベストが含まれる建物を解体するときには現地調査が必要になっているはずなのですが、資料調査だけでやるので

しょうかという確認でございます。

もし現地調査を当然やりますよということであれば、ここの表現を少し変えていただけないかということです。

○事業者 環境管理センターより御回答させていただきます。

こちらは御指摘のとおりで、既存資料調査と表にまとめてございますが、実際は現地調査、壁の部材を確認したり、一部抜き出して確認をしたり、顕微鏡でチェックしたりということを当然やらさせていただきますし、既に進めておるところもあるとお聞きしております。ここは書き方を訂正させていただきます。

○羽染委員 では、149ページの書き方をもう少し工夫してください。よろしくをお願いします。

○事業者 分かりました。

○柳会長 それでは、廣江委員、お願いいたします。

○廣江委員 丁寧な御説明をありがとうございます。

2点質問があります。1つは工事に伴う道路交通騒音と、それから、施設に関する供用後の騒音予測についてです。

まず、第1点目の道路交通騒音に関してですが、御説明の資料の中では、走行ルートに関して、下の南側の柳新田通りがメインで、南町通りの縦に抜ける可能性もあって、その先の新所沢街道のほうはほぼないような感じの御説明でした。

具体的に周りの地図をグーグルで確認してみますと、新所沢街道のほうははるかに大きな道路で、しかも、おそらく資料を作成されたよりも後に、西側に向かって交通がさらに延びて、さらに交通が便利になったような感じのことも見受けられるのですが、今のところ、ほとんどこれはないと言い切れるのでしょうか。

予測の中にも、現況を調査して、そこへの影響を評価するということが書かれているのですが、見たところ、新所沢街道への影響についてはほぼ無視するというような形になっているのですが、無視するという根拠が成り立つとお考えなのかどうかというのが1点目です。

それから、2点目ですが、私も水槽とかここら辺のことがよく分からないのですが、写真とかを見ますと、水槽が横から見られるような写真もついていて、何か今は別の施設でやられていることをここに新たに建てようという計画のようですが、ここに例えばどういう設備がつくのか、設備がつく想定の中で、それらは絶対屋外につかないのか。

あと、工場ですが、どんな工場であっても排気は必要で、クーリングとか今の工場も多分ついているはずです。それが全部屋内につくとは考えられない。

先ほど日影の委員からも指摘がありましたが、これだけ民家に近いとなると、その影響を本当に考えなくてもいいと明言できるのか。一応「必要に応じては」と書かれてはいるのですが、もう少し踏み込んで、今分かる段階で何か書けることがないか。

この2点をお伺いしたいです。

○事業者 ありがとうございます。

環境管理センターからお答えさせていただきます。

まず、1点目の新所沢街道のほうに本当に車が大量に流れないのか、そちらへの負荷はないのかという御指摘でございますが、現状としまして、まず、工場の商品の部材、受入れであったり出荷というのは、基本的に柳新田通り、南側の出入口からこちらの南側の道路を使って行っております。

といいますのは、南町通りという東側に接する道路ですが、ここがかなり細くて、左右に住宅街が並んでおりまして、いわゆる工場用の出入車両のルートとしてはあまり適していないというのがございます。

ただ、工事中に関しましては、東側のエリアを解体する必要がある関係上、どうしても東側の出入口を使わざるを得ないと設計施工の方からお聞きしておりますので、ルートとしては置いておくけれども、基本的にはやはり南をメインとして使うという計画でございます。

2点目の水槽試験室に関してですが、こちらは今計画書に載せておるのは、現状既に水槽試験室、小型のものがあるのですが、そちらの写真を載せておりまして、ただ、将来的にはかなり形も変わる形ではございます。

○事業者 竹中工務店です。

現況は、屋外に水槽があって、コンクリートの水槽の側面から、中がのぞける水槽があるのですが、新規に建てる水槽は同じような深さの水槽をつくって、建屋で全部囲います。設備などは、大きなものはポンプとか、あと循環機、それを屋内に入れようと考えてございます。

なので、大きく音が出るようなものは室内側に設けて、周辺への配慮は行っていきたいと考えてございます。

○廣江委員 あと、工場の排気設備が全部屋内というのはちょっと考えられないかなと思っ

て、その影響はいかがでしょうか。

○事業者 新工場棟で、先ほど御指摘のあったクーリングタワーであったり、換気ファンとか、そういった屋外施設もあるのではというお話ですね。今のところ、大型のクーリングタワーとかは予定されておられません。

確かに工場というイメージですと、大量のファンがついて、大量のクーリングタワーとか、冷温水機があったりというイメージだと思いますが、本事業は工場の建屋の中に釣りの加工機械がたくさん入って、その中で製造するような形でございますので、そもそも釣りの部品がかなり小さくて細かくて精密なものなので、ハイレベルではあるのですが、いわゆる環境負荷はかなり少ないと考えています。

ただ、この増産計画次第では、もしかしたら増えてくるかもということで、置くとしても、例えば屋上に囲ってファンをある程度固めておくとか、そういった可能性はあるかなと思います。

○事業者 グローブライドです。

今の点について一部補足させていただくと、現2号棟で工場がありまして、そこでは機械加工を行ってまして、例えばコンプレッサーの設備があるのですが、新工場については、こちらの機能が移転するようなイメージであります。

ですので、新工場において新たに騒音がすごく出るような機械が追加になるというよりは、2号棟の今出ているような機器とか、そういったものの場所が変わるようなイメージをしていただけると、認識としては正しいのかなと思います。

○廣江委員 分かりました。

その意味で、もう一回だけ申し上げますが、やはりルートとして南北の、南町通りを通ってルートが北側のほうに抜けていくのであれば、その抜けた先の影響を評価するには、やはり現況が分からないと結局のところ予測ができないと思うのです。なので、その地点は、ちょっと御負担になるのは分かっているのですが、この調査地点から外れているというのはいかななものかなというところと。

今伺いした、設備がほとんど屋内であるということはさることながら、やはり機械加工ということで、2号棟にあるのが例えば、東側に移るということでしたら、地図を見ましても、準工業地帯とはいえ、張りつくような形で戸建て住宅も建っておりますので、やはりそこへの配慮ということで、もしまだ計画段階で、はっきりとは書けないとしても、きちんとした配慮をされるということを明言していただきたいのと、24時間稼働というの

は、夜の影響も考えていただきたいというのがございますので、夜は静穏を保つというのが大前提ですので、わずかな音でも睡眠に影響を与えてしまいますと、住民の方々から苦情等が出てくる可能性もあり、いろいろな影響が指摘されていますので、特に御配慮いただければと思います。

○事業者 ありがとうございます。

補足させていただきますと、新工場棟の給排気ですが、この地域は、風が北東から来るということで、東側から風を取り入れて、排気は既存の1号棟から。

それから、屋上の設備置き場についても、東側の住宅地側に置くのではなくて、1号棟に沿うような形で、なるべく住宅地から離すような位置に屋上の設備機器を配置する計画ですので、そのあたりも十分配慮しながら設計を進めていきたいと思っております。

○廣江委員 もし可能であれば、そういうことも文言に書いていただけると我々も判断しやすいですので、よろしくお願いいたします。

○柳会長 高橋委員、お願いいたします。

○高橋委員 よろしくお願いいたします。

今の廣江委員のコメントに対して追加のコメントになると思いますが、僕はやはり24時間稼働というところが気になっていまして、24時間稼働ですと、おそらく工場の屋上に空調機器などが設置されると思います。それから、先ほどからもお話に出ているように、排気ファンも設置されると思います。

空調機器や排気ファンというのは低周波音の音源になりますので、24時間で特に夜間の低周波音というのは周辺の住民に対して睡眠影響を与える可能性もあるので、それが本当に大丈夫なのかどうかということはきちんと検討していただければと思います。

もう1つ、ついでのコメントになりますが、道路交通騒音の予測に関して、例えば表8.1-1(2)などを見ると、予測に使う予測モデルが、音響学会のRTN-Model2018を使っているのですが、これは2023に改定された新しいものが出ていますので、新しいものを使っていただければと思います。

その2点をお尋ねします。お願いします。

○事業者 御意見ありがとうございます。環境管理センターでございます。

24時間稼働、それから、工場の屋上の設備につきましては、十分配慮しまして、今後の詳細設計も踏まえて必要な措置を取っていくようにいたします。

それから、道路交通騒音につきましては、申し訳ございません、2023年4月に出て、こ

の10月にセミナーも開かれるということとは把握してございまして、ここを更新させていただきます。

○高橋委員 よろしくをお願いします。

○柳会長 それでは、玄委員どうぞ。

○玄委員 9ページを見せていただけますでしょうか。私から日影評価について質問したいと思っています。

9ページを見ると、一番高いところが既存の建物である1号棟や3号棟になりますね。今回新たに計画している建物は新工場棟でありまして、26mになっています。今回の日影評価を行う際に、新しく建て替える建物における評価になるか、もしくは、既存の建物を含めて敷地全体の建物による日影について、既存の建物と新しい建物を含めた日影評価になるか、教えていただきたいと思います。

○事業者 環境管理センターから御説明させていただきます。

基本的には建物ごとに日影図を描きますが、当然こちらは、絵にもありますとおり隣接した形で、全体でグロブライドの工場として稼働してまいりますので、いわゆる複合日影的なもの、それぞれの建物の影響が重なったものもアセスの中ではきちんと図示をして御説明していきたいと思っております。

○玄委員 分かりました。ぜひ複合影響で出していただきたいと思います。

2点目は、今日お話をする中でちょっとなかったのですが、緑地計画について、航空写真のところから見ると、敷地計画の南側に緑地が航空写真から見えるようになっているのですね。東側のほうを大きく建て替えることになるので、どういうところで緑地をすることによって敷地の中の緑地を満たさないといけないとか、そういう基準を満たすことになるかを説明していただければと思います。

○事業者 環境管理センターから御回答いたします。

緑地計画につきましてはまだ詳細が詰まっておりません。ただ、それぞれ工場立地法、都条例の基準を十分上回るような面積は確保するというところでございますが、まだ図面にはなってございませんが、新工場棟の周りであったり、南側の現在緑地になっているあたりをきれいに整備するという方針だとお聞きしております。

確かに現時点では緑化計画図みたいなものは載せておりませんが、うっすらとこちらの地図で示させていただいているように、水槽試験室回りであったり、東側ですと新工場棟の東側敷地境界付近、バッファみたいに緩衝地帯みたいな形で緑地を置いたりというよう

な形で計画しているところでございます。

○玄委員 分かりました。敷地の計画図を後で見せていただくとと思いますが、そのときには緑地の面積が確保されているのにも見えるようにしていただけると助かります。

○柳会長 それでは、続いて、保高委員からお願いします。

○保高委員 御説明ありがとうございました。よろしくお願いします。

1点目は、ちょっと土壌汚染ではないですが、土の移動に関してですが、断面図を見ると、結構、ピットとかをつくられるということで、GL-7 mとか、駐車場でGL-3 mぐらい掘られるということで、今回この地層は多分、関東ロームから武蔵野礫層の上部ぐらいまでのものだと思うのですが、結構面積が広くて深く掘られるので、関東ロームの土の再利用というか、建設発生土として出るものを結構利用しづらいところがあると思いますので、そのあたり、利用計画等はしっかり立てられたほうがいいかなと思ってコメントさせていただきます。結構、量としても数万 m^3 発生するかなと思っておりまして、というところが1点です。

2点目は、先ほどのページで行くと7ページですかね。過去の解体予定の建築物ということで、主要用途が食品製造となっております。表4.2-1ですね。こちらは御社の事業内容と食品製造、結構かぶらないような感じがあったのですが、こちらに関しては、有害物質とかを使っているものではなくて、本当に食品製造をしてずっと使ってこられたということでよろしいでしょうか。ページの136を見ると酒造という名前も出ていたので、ちょっと気になったところです。

○事業者 環境管理センターから御回答させていただきます。

まず、ピットが深めで面積もあり、関東ローム層ということで、これはもう設計のほうでよく配慮しまして、有効な土壌の再利用等で使ってまいります。

解体予定建築物のほうですが、冒頭、使用計画のところの説明が薄くて申し訳なかったのですが、この工場の東側のところというのを2022年に新たにグローブライドが拡張する形で取得、隣の工場を買い取ったという形で、ここの解体予定建築物にあります第1工場、第2工場、第1倉庫、社宅というのは、他社の持ち物でございました。

その他社は実はみそ工場でございまして、食品製造、みそ関連の食品を製造されていたところとお聞きしてございます。ただ、いわゆる一般的なみそというよりは、フリーズドライ製品だとか、そういったものを中心につくっていたとお聞きしてございます。

当然、土地を買い取る際に土壌汚染の調査等もさせていただいていて、基本的に問題な

いということで今回の拡張計画を進めているところでございます。

解体予定建築物のうちの、一番右の立体駐車場とあるものだけが、もともとグローブライドが持っていた比較的西側の敷地に含まれている建物でございます。

○保高委員 分かりました。ありがとうございます。

○柳会長 それでは、横田委員、どうぞ。

○横田委員 2点お伺いしたいのですが。

1つは、水循環のところの選定の項目とその理由のところ、土地の改変に伴う表面流出の変化の程度は予測しないということなのですが、ここで、井戸は深井戸のようなので、表面付近、地表付近の湧水には特段の影響がないということなのかもしれませんが、浸透させる量の計画が明らかにされていないので、表面流出量が減らない、表面流出量が現状維持であるということですが、浸透効果がどれぐらい見込めるのかということは示していただく必要があるのかなと思いました。

13ページのところですかね。井戸水は書かれているのですが、浸透施設としての性能が、ピットが非常に深いので、どういうふうになっているのかなと思いました。

2点目は、西側の土地に西門というふうについているのですが、近くに緑地保全地域があって、比較的近いのですが、西側の土地の位置づけというのは、どのような土地なのか。準工業地域、飛び出した部分はどのような土地なのかということを教えていただきたいと思いました。

以上2点、お願いします。

○事業者 ありがとうございます。環境管理センターから御回答させていただきます。

13ページのところにあります給排水計画に関して、表面流出量が増えないという根拠が書かれていないということでございますが、現状、緑地の計画のところがちょっと固まっていないところもありまして、現状で数字では示しておりません。

ただ、こちらの給排水計画に整理したとおり、上水、井戸水、雨水、それぞれ入ってきてまして、現状の工場では雨水浸透ますが各所にありまして、そちら側から地下浸透しておりますが、将来的には現況と同等以上の緑地を確保した上で、雨水浸透ますを使いまして雨水の浸透貯留槽をつくりまして、ここのフロー図でいうと下のこの部分だけが変わっておるのですが、この雨水浸透貯留槽から計画地内の外構散水であったり、内部で循環利用、循環水として利用するなど、地下浸透を図るところで、トータルとして、表面流量としては現状よりも、より地下浸透であったり内部利用を促進するという計画にさせて

いただいております。

それから、西側の用途地域のお話ということでございましたが、図面で行きますと、この計画地の西側のはみ出しているところのお話でよろしいですか。

ここは準工業地域に指定されておまして、簡単に言うと、隣の大きい建物はパチンコ屋になっております。

○横田委員 なるほど。分かりました。1点目に関しては承知しました。

雨水の集水範囲もきちんと拡張していただくような取組はぜひ検討していただきたいと思います。浸透貯留槽をつくるのであれば、例えば屋根雨水を収集するとか、そういう還元量を増やす取組をぜひアピールしていただきたいというお願いです。

先ほどの西側は承知したのですか、西門がついていて、間の土地の規制がどうなっているかなというのをちょっとお伺いします。

○事業者 グローブライドです。

西側についてですが、実際に西側に門がありまして、いざというときは通り抜けできるのですが、通常においては使用をしていないというのが実態です。

○事業者 補足です。多分地図で分かりづらいのですが、この敷地境界の間に細い道路がありまして、敷地が分かれております。工場側には一応仮の出入りできる門はあるけれども、という状態です。一応、車と人が通れるような細い道があって、隣の敷地はパチンコ屋で、こちらは工場という形になっております。

○横田委員 承知しました。ありがとうございます。

○柳会長 それでは、水本委員、どうぞ。

○水本委員 先ほどの御説明ありがとうございます。

119ページでは、今回は史跡・文化財のほうは選定項目として挙がっていないのですが、お伺いしたいのは、まず、現状では、この書きぶりでは東久留米市の教育委員会とはまだコンタクトを取られていないと思いますがいかがですか。

○事業者 環境管理センターです。

まだ東久留米市の教育委員会への確認や照会というものはしてございません。ホームページ等の公開情報だけで確認しております。

○水本委員 ホームページのほうは東京都教育委員会のものだと思いますが、最新情報についてはおそらく地元教育委員会の東久留米市が把握されておられて、随時東京都と連携を取りながら地図を更新されている状態なので、より新しい情報を東久留米市が持っておら

れる可能性があります。

ですので、その意味でも至急、できるだけ早くコンタクトをとるほうが、この先の計画を、工事時に発見されればという書きぶりがあるのですが、それを不時発見といいます、そうすると、工期の中の計画を変更せざるを得ないというようなパターンがありまして、むしろそちらのほうが皆様の御計画には支障する場合があります。

しかしながら、支障したとしても、埋蔵文化財が発見されれば、これは届出義務と、しっかり調査、あるいは、保存の必要が出てくる場合もありますので、できれば早い段階での御相談をお勧めします。

その上で、現状で、103ページのほうに、データから取られたと思われるデータを載せていただいているのですが、103ページのほうと、前のほうにある4ページを見比べていただきたいのですが、4ページで、現状でおそらく畑地とか緑が多い場所になっているところが、103ページのほうでは遺跡として周知されていない空間におそらくなっているのですね。

というと、何が予想できるかというと、未発見のものがあるのではないかとということで、現状では包蔵地ではないというふうに、ウェブの情報でそれは確かかかもしれませんが、この「まだ調査されていなくて未発見であるもの」というのが実は結構あるのではないかと思います。

それは103ページの図でも、103ページの128番の図面が、小平市側では128が不自然に閉じてしまっていますので、これはおそらく左側の建物のときに調査がうまくできていないか、文化財保護法の施行の時期との関係で、本来128がもう少し西側に延びるのではないかと予想されます。

それで、こちらの102ページ掲載図のほうでは、旧石器時代、縄文時代等の遺跡が多いのですが、これは過去にこちらの地図等はありませんので、なかなか予測し難い部分があって、小平市では鈴木遺跡という国指定史跡を持っておられて、そのあたりでも旧石器時代のほうも大切に考えておられると思いますので。

そのような点でも、小平市と西東京市、特に小平市とは隣接していますから、最新情報を、東久留米市とともに、小平市からも得ていただきたいと思います。

その上で、御計画について、調査の可能性があるかなしか、あるいは、市の教育委員会に、工事の解体時の立ち会いなどをお願いしたりとか、いろいろ御相談事項があると思いますので、その協議をお願いしたいと思います。

それは、今申し上げたように、旧石器、縄文時代の遺跡ということで、10ページの図面のほうが、大分深く掘られるということなので、礫層まで行きますと非常に旧石器時代も絡んできますので、そこで特に東久留米市に「ピットが深いのだけれども、旧石器時代というものが発見される可能性があるか」というような聴き取りで、照会をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○事業者 環境管理センターです。御意見を誠にありがとうございます。

御指摘のとおり、我々も工事の直前になってからバタバタしたくございせんし、遺跡の可能性についても十分配慮いたしまして、東久留米市と小平市になるべく早く教育委員会にお話を聞きに行きまして、我々の予定深度とかをお伝えした上で、きちんと対応してまいります。

○水本委員 ありがとうございます。

私の少ない知見でも、釣り具というのはとても世界的人気があるものだと聞いていますし、それはやはり自然環境とかも含めての人気だと思いますので、縄文の世界というのも非常に自然に即した暮らしということで、できるだけそういうところも応援していただけたらというところもございます。

その上で、もう1点だけ別件の質問ですが、新しい水槽ですが、私の見落としかもしれません、非常に大きくするみたいなイメージですので、水の量はどのぐらいかということ。先ほど何か、水のフローの中で、水槽については水道水か何かですか。それだけ1点、聞き漏らしたのかもしれませんが教えてください。

○事業者 竹中工務店です。

まず、水量については、300㎡ぐらい。

それから、井戸水と水道水の併用で考えております。

○水本委員 ありがとうございます。

それで、毎日水を新しくしていくようなイメージか、それか、濾過していくようなイメージか。もう1点だけ、すみません。

○事業者 試験で基本的には使うのですが、使う頻度としても毎日ではないですし、メンテナンスというところからいっても、それなりの水を使うので、毎回抜いたりとか、そういったことは今想定していません。

○水本委員 分かりました。試験をするときにお使いになると。ありがとうございます。

○柳会長 それでは、お待たせしました。飯泉委員、どうぞ。

○飯泉委員 計画書の117ページの地盤のところですが、限界揚水量の数字が出ているのですが、揚水試験はいつ行ったものなののでしょうか。質問です、教えてください。

○事業者 環境管理センターです。

限界揚水量の試験に関しましては、1号、2号井戸の整備工事を昨年行いまして、昨年1月か2月頃に試験をしたとお聞きしております。

○飯泉委員 本年試験をされたということでよろしいでしょうか。

○事業者 昨年か一昨年から微妙なところですが、はい。

○飯泉委員 昔のデータだと、前提条件としてこの数字が正しいのかどうかというところが気になったので。ありがとうございます。

○柳会長 それでは、宮越委員、どうぞ。

○宮越委員 私から2点質問させていただきたいのですが、地盤・水循環についてです。

先ほど横田委員から御指摘いただいたのですが、表面流出量の変化の程度についてお答えいただきましたが、現況ではあまりまだ検討が進んでいないと私は理解したのですが、それであれば、この段階で選定項目から外すのではなく、きちんと評価いただいたほうがいいのではないかと思います。

もしくは、今回設置される雨水貯留槽の、例えば量であったり、浸透施設の性能であったり、そういったものをここに具体的に書いていただいて説明いただくならまだ理解できるのですが、そういった情報がありませんので、この段階で選定項目から外すのはちょっと違和感がありました。

あと、同じことですが、地盤と水循環に関する井戸の揚水量なのですが、今回、揚水試験をしていただいて、井戸の性能を試験していただいているのですが、それは適正揚水量は、あくまでも井戸の性能であって、周囲に影響を与えるか与えないかは別の話だと思うのです。

今回、環境アセスメントで求められているのは、周囲の地下水の水位であったり、流況の変化という周囲の影響を言っているものですから、そこはちょっと分けて考えていただいたほうがいいのかなと思います。

具体的には、例えば、今回想定されている揚水量に対して、この井戸での水位低下量がどの程度なのか、もしくは、水位低下量に応じて周辺の影響の範囲というのが求められると思いますので、それが敷地の中なのか、近いところにしか及ばないのか、どうなのかというところをきちんとやっていただいたほうがいいと思います。

ですから、この段階で地下水の揚水に伴う地下水の水位及び流況の変化による地盤沈下の範囲及び程度は、予測する事項として選定しないというのではなくて、やはり選定していただいて、影響がないということをきちんと言っていた方がいいと思います。特に揚水量が増えますので、そういった対応が望ましいと思いました。

○事業者 ありがとうございます。環境管理センターです。

御指摘のとおり、具体的なところはまだ固まっていないところがございますので、予測項目として選定すべきという意見をいただきましたので、これに関しては一旦持ち帰らせていただいて、検討させていただければと思います。

地盤の地下水位の調査をすることは予定してございますので、予測自体、結果が固まれば可能ではあるかなと思っております。

○柳会長 それでは、堤委員、どうぞ。

○堤委員 図書の中に書かれているのかもしれませんが、ちょっと確認をさせていただければと思います。

この事業で温室効果ガス削減とか環境負荷削減のために講じられているような対策として、現在まだ事業も計画段階だと思いますが、何か現時点でどのようなことを環境負荷削減として講じられる予定なのかというのを教えていただければと思っています。

先ほど太陽光パネルというのがちらりと御説明の中にあっただかと思いますが、ほかに何かあれば教えていただければと思います。

○事業者 竹中工務店です。

今計画の中ではございますが、日射遮蔽のルーバー等を用いることによって温熱負荷の低減をするのと、なるべく自然通風を、自然環境を利用しながら省エネ負荷を下げるということを計画しております。

それから、設備関係につきましても、高効率の設備機器、空調機器を導入しまして、そのあたりに配慮した計画を検討しております。

○堤委員 分かりました。ありがとうございます。

この事業は24時間、365日稼働するというようなことなので、こういったような対策も含めて、この先の予測評価に入れて御検討をいただければいいのかなと思います。まだまだ詳細な計画はこれから立つような段階なのではないかと思いますが、そういったことも御検討いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○事業者 ありがとうございます。

○柳会長　ほかにいかがでしょうか。

それでは、私から1点だけちょっと質問したいのですが。

68ページの地下水の計測監視結果で、PFOSとPFOAについては基準を超過している。これは暫定基準で今設定されてはおりますが、非常に西東京とか、そこら辺の地下水での検出状況というのは結構注目をされていますよね。やはり危機感がかなり大きいと思いますが。

この工場では、これまで地下水をかなり揚水して、生産用水として利用されてきたという経緯がありますが、こういった釣り具の生産過程で有機ふっ素系の化合物は利用されていないのでしょうか。要は、有機溶剤としていろいろなものを利用されておられると思いますが、その点はいかがなのでしょう。

地下水の流動の動向というのは、西東京市のほうには東久留米と、それから、国立のほうから流れ込んでいるような状況となっておりますので、どこからPFOS、PFASが検出されているのか、なかなか把握はしにくいのですが、その点の懸念が若干ありますので、その点いかがなのかなと思って質問させていただきました。

○事業者　グローブライドです。

私自身にあまり知識がないもので恐縮ですが、釣り具の製造の工程で、一部試験的に塗料であるとか、作業における払拭作業とかで有機溶剤等を使うケースはあるのですが、地下水に流れ出るような工程というのは、現状、工場ではないというふうに認識しております。

○柳会長　ただ、ちょっと疑問に思ったのは、地下水の水質調査とかを継続してやらないと、項目選定されていないので、本当にそうかどうかの確認が取れないというところは、少し懸念事項としてあります。少し御検討いただければと思います。

○事業者　御意見ありがとうございます。環境管理センターです。

今の製造工程のところで補足をさせていただきますと、現状の工場でも、将来の工場でも、研究開発のところで若干の有機溶剤を使う計画ではございますが、いわゆる塗装ブースみたいなものは現在の工場にはございませんで、大規模な大量生産に伴う塗装工程というのは、ほかの工場であったり、他の協力工場のほうで行っておるということです。ここの下水排水とかに大量にふっ素化合物が流出するようなことはないと思います。

○柳会長　基本的には全て、揚水、排水系統を見ると、公共用水域に流すということで、表面からの地下浸透はさせないというふうには理解しているのですが、雨水以外ですね。そういう理解ではあるのですが、若干、地下水の揚水量が従来より1.5倍に増えていますの

で、それを全量、系統的には公共用水域に流すと。

そうすると、事前に処理しなければいけないですね。内部処理の施設について特段記載がないので、そういった生産工程から出る用水の事前処理についてどのようにお考えになっているのかなと。その点がちょっと懸念があるかなと思っております。

○事業者 環境管理センターです。御意見ありがとうございます。

御指摘のとおり、まず、確かに、昨今話題のPFOS、PFAS、こういった既存資料で高めの値も出ているという地域でございますので、十分今後注意して調査を重ねていきたい、既存資料調査を重ねていきたいと思っておりますし、計画書の段階ではちょっと細かいところまで書けておりませんが、以降の評価書案なりで揚水処理に関する施設であったり、そういった水処理のところをきちんと御説明させていただければと思います。

○柳会長 ありがとうございます。

ほかに御意見はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(無し)

○柳会長 それでは、御発言がないようですので、質疑応答を以上で終わりたいと思います。

事業者の皆様、どうもありがとうございました。

それでは、事業者の方は退室をお願いいたします。

(事業者退室)

○石井アセスメント担当課長 ただいま概要説明がありました(仮称)グローブライドみらいフィールドプロジェクトにつきましては、第二部会の委員の皆様は項目に係る意見照会をお送りさせていただいております。

8月2日までに評価項目の選定などについて御意見をお伺いしておりますので、第二部会の委員の皆様におかれましては、何とぞ御意見をお寄せいただければと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、受理報告を続けます。

6月受理報告に係る助言事項に対する事業者回答についてですが、今回はございません。次に、10ページを御覧ください。

7月分の受理報告に係る助言事項一覧となります。

いただいた助言について、要約して御説明いたします。

(仮称)品川駅北周辺地区1街区、2街区、3街区、4街区開発事業について、宮越委員から、地盤・水循環の1として、3街区のディープウェルはほかの街区と比較して深く

なっているので、この深度の設定理由を説明してほしい。ディープウェルは必要に応じて最小限の範囲とし、揚水深度について十分な検討を行うことが示されているので、実施状況を確認したい。

地盤・水循環の2として、ディープウェルの揚水深度と観測井のスクリーン深度が乖離しているため、工事に伴う揚水の影響を把握できないのではないかと。揚水する帯水層にスクリーンを設置した観測井を設置して、揚水深度の地下水位をモニタリングすべきである。

地盤・水循環の3として、報告書では「事後調査期間の地盤変動幅は全ての地点でおおむね横ばい状況」としているが、地点Aでは継続した地盤の沈下傾向が認められ、地盤高さの変化は観測井戸A2、A3の水位変化と関係しているようにも見える。今後揚水量が増加する場合、これまで以上に慎重な対応が求められるので、今後の揚水計画を教えてくださいとの助言をいただきました。

報告は以上となります。

○柳会長 それでは、7月の受理報告案件について助言をされました宮越委員のコメントをお願いいたします。

○宮越委員 宮越から補足させていただきます。

まず、前提条件として、工事の安全性確保のために揚水が必要だということは十分理解しています。その上で、本地域や品川駅周辺では大規模な事業が行われていることや、重要施設がたくさん存在するということから、そのことを理解した上でこの3つを挙げさせていただきました。

1つ目は揚水の深度に関するものですが、環境保全のための措置としては、ディープウェルの深度というのを十分に検討しますということですが、検討過程の説明が報告書の中では見受けられませんでした。特に、事業者が計画している水位低下量というものに沿ってディープウェルの深度を設定されていると思いますので、計画している水位の低下量をきちんと明示いただいた上で、必要なのだという必要性をきちんと報告書の中に書いていただきたいと思います。

2つ目としましては、ディープウェル、3街区は特に深くて、標高-60mを超えているのですが、実際観測井の深度というのは標高-20m程度ですので、この深度はかなり乖離があります。

環境影響評価書の段階では、ディープウェルの深度を検討するということで載っていませんでしたので、もしディープウェルが想定よりも深くなったということであれば、それ

に応じて観測井を設置していただく必要があると思います。

特に、揚水する深度で周りへの影響が一番大きくなりますから、当然この揚水する帯水槽の中では、上総層群中の東久留米層の多分砂礫層だと思いますが、そういったところに揚水していると思いますので、そこにきちんと設置して見ていただきたいと思います。

当然、見ているような気もしますので、もし揚水深度で水位を測っているのであれば、その旨をきちんと書いていただければと思います。

3つ目としましては、地盤の観測結果についてです。86ページの表3-1に地盤の変形の程度が掲載されているのですが、特に地点Aでは継続した低下傾向が見られると思いました。

意見の相違はあると思いますが、ただ、大きさについて言っているのではなくて、現在でも苦情が出ているわけではありませんし、それが特段問題だとこの地点で殊さら指摘しているわけではなくて、今後揚水量が大きくなるのであれば、より慎重な対応が必要だと思いますので、慎重にしていいただきたいという意味で質問させていただきました。

○柳会長　ありがとうございます。

それでは、宮越部会長から提案された助言について、審議会からの助言事項としたいと思います。

事務局から事業者に伝えていただき、次回の審議会で事業者の回答の報告をお願いいたします。

受理報告については以上で終わりたいと思います。

そのほかに何かございますでしょうか。

(無し)

○柳会長　特にないようですので、これをもちまして本日の審議会を終わりたいと思います。皆様、どうもありがとうございました。

それでは、傍聴人の方は、退出ボタンを押して退出してください。

(傍聴人退室)

(午前11時54分　閉会)